官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○港湾法施行令の一部を改正する政令（三五三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（三五四）　三
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（三五五）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（三五六）　四
〔府　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九一）　五
〔省　令〕
○厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　六
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一八）　七
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件（国家公安委三七）　一三
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一七
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
企業年金基金合併・変更、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、解散公告関係　一八
会社その他
会社決算公告　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十三号）（国土交通省）

1　緊急確保航路の区域変更

伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を変更する。（別表第四関係）

2　附則

(1)　この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号(19)及び(20)の改正規定は、同月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　所要の経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三百十四号）（厚生労働省）

1　経過措置

(1)　指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法の施行の日前においても、薬事審議会の意見を聴くことができる。（第一条関係）

(2)　改正法の施行前に条件付承認を受けた動物用医薬品等の条件、調査等の措置については、なお従前の例による。（第二条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。（附則関係）

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百五十五号）（厚生労働省）

第1　国民年金法施行令の一部改正

1　所得税等における特定親族特別控除の創設に伴い、国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止に係る所得の額の計算方法について、所得の額から控除するものとして特定親族特別控除を追加する。（第六条の二第二項第一号関係）

2　国民年金の保険料の免除等に係る所得の額の計算方法について、1に準じた改正を行う。（第六条の十二第二項第一号関係）

第2　児童扶養手当法施行令の一部改正

児童扶養手当の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第四条第二項第一号関係）

第3　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

特別児童扶養手当等の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第五条第二項第一号関係）

第4　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

特定障害者に対する特別障害給付金の支給の制限に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第四条第二項第一号関係）